

障がい当事者からの意見・要望

5/20(火)「障がい当事者から意見を聞く会」、5/23(金)「情報アクセス・コミュニケーション研究会」のほか、これまでの団体要望や会議等の中でお聞きしている意見・要望等。

(1) 施設に関すること(トイレ等以外)

- ・ どのような地域に暮らしていても障がい者の移動手段の確保を保障してほしい。【肢体不自由】
- ・ 公共施設等にエレベーターの整備を促進してほしい。【肢体不自由】
- ・ とりぎん文化会館の梨花ホール、小ホールにエスカレーター等を設置してほしい。【肢体不自由】
- ・ 公共的施設の内外の点字ブロック、音声誘導システムを充実させてほしい。【視覚】
- ・ 公共的施設の階段の段差の色を弱視者が見やすいようにしてほしい。【視覚】
- ・ ハートフル駐車場が少ない。一般の車両が駐車していることが多い。【重心】
- ・ スーパーマーケットなどハートフル駐車場のあるところに車いすを設置してほしい。【肢体不自由】
- ・ 観光施設の施設内にスロープが無く、車いすで見学できなかった。【肢体不自由】
⇒ 当事者の要望を受けてスロープを設置
- ・ 観光施設の転落防止のフェンスが車いすに乗った時に視界を遮り、見学できなかった。【肢体不自由】
⇒ 当事者の要望を受けてフェンスの一部を強化ガラスに変更
- ・ 観光施設にエレベーター等が無く、車いすでは上の階を見学することができなかつた。【肢体不自由】
⇒ 当事者の要望を受けて、階段に車いすの昇降機を設置
- ・ 子どもの授業参観に行きたいが、2階・3階の教室に行けない。【肢体不自由】
- ・ エレベーターが無いと複数人で車いすを持ち上げて階段を上がってもらうこともあるが、危険であり、車いすに乗っている身としては怖いので、エレベーターを設置してほしい。【肢体不自由】
- ・ 業界団体と協定を締結するなどして、災害時のストーマ装具の供給体制を整えてほしい。【内部】

(2) 施設に関すること(トイレ、休憩スペース等)

- ・ 車いすで利用できるトイレが少ないので、外出できない。【肢体不自由】
- ・ 公共施設等に障がい者用トイレの整備を促進してほしい。【肢体不自由】
- ・ 公共施設、大規模集客施設等に、重度心身障がい児者が利用できるトイレ(簡易ベッド付き)や休憩スペース、経管栄養・加工食を利用する際の洗浄・湯せんができるスペースを整備してほしい。【重心】
- ・ 公共施設等のオストメイト対応のトイレ整備を促進してほしい。【内部】
- ・ 民間の店舗、宿泊施設などのオストメイト対応トイレの整備を促進してほしい。【内部】
- ・ ホテルに車いすで利用できるトイレがロビーのフロアにしかなく、夜中でも一旦部屋から出て、ロビーのフロアまで移動している。トイレは宿泊する部屋に整備してほしい。【肢体不自由】
- ・ 車いす対応のトイレが多目的トイレとされている所が多く、車いす以外の人の利用も多くて、いざ使おうと思っても使えない時がある。【肢体不自由】
- ・ 車いすで利用できる仮設トイレを整備してほしい。【肢体不自由】

(3) 公共交通機関に関すること

- ・ 駅ホームには内包線付きの点字ブロックを設置してほしい。【視覚】
- ・ 列車の乗降口がわかるよう音声誘導システムと点字ブロックを組み合わせて設置してほしい。【視覚】
- ・ 列車とホームとのすき間や段差を解消、列車のドア開閉ボタン位置がわかるようにしてほしい。【視覚】
- ・ なるべく早く全てのバスを低床バスにしてほしい。【肢体不自由】
- ・ 車いすで自由に行き来できるよう、駅のバリアフリー化を進めてほしい。【肢体不自由】

(4) 道路に関すること

- ・ 車いすで歩道に上がれないで、横断歩道と歩道の段差を無くしてほしい。【肢体不自由】
- ・ わずかな段差でも実際に乗り越える際には見た目よりずっと大きな衝撃が体に伝わる。【肢体不自由】
- ・ わずかな斜面でも車いすを押す人にとっては負担が大きい。【肢体不自由】
- ・ 必要な箇所へ点字ブロックを設置、歩道と私有地内の点字ブロックは接続してほしい。【視覚】

- 必要な箇所への音響式信号機やエスコートゾーンの設置を促進してほしい。【視覚】
- 点字ブロックの近くに自転車が止められると足をぶつけて転倒する危険性もあるので、自転車を置く場所に注意してほしい。【視覚】
- 盲ろう者は見えない、聞こないので、「振動式信号機」を導入してほしい。【盲ろう】

(5) その他、施設に関するここと

- 震災の後は節電のために照明を落としていた所が多く、一般の人には許容範囲かもしれないが、弱視には影響が大きく、危険が伴うためしばらく外出できなかった。【視覚】
- 旅行や外出の際に使用できるトイレがあるかどうかは重要。出かけたいエリアに対応トイレがあるのかを知りたいが、わかりやすくまとまつたものが無い【肢体不自由、内部】
- 盲導犬を連れて店に入ろうとしたら入店を断られた。【視覚】
⇒ 該当の店に事情を尋ねたところ「補助犬の同伴を拒んではいけないこと」を知らなかつたとのこと

(6) 手続き等に関するここと

- 窓口に本人が来ることを求められるが、バスや列車を乗り継いでの1日がかりの移動は非常に負担。【肢体不自由】
- 手続きに自署を求められると困る。【視覚】
- 本人確認のために「本人が電話する」ことを求められることがある。【聴覚】
- 在宅投票を視覚障がい者にも利用しやすいものにしてほしい。【視覚】
- 成年後見人になっても、例えば銀行では手続きが別に必要で、とても煩雑だった。【知的】
- 職場での話し合いに手話通訳者の配置をお願いしたが、「介護者なしに職務遂行する」ことが採用条件のはずと言われ、拒否された。抗議したところ人を呼んでもらつたが、有資格者ではなかつたため意思疎通できなかつた。【聴覚】
- 資格を持っているのに、点字しかかけないことを理由に仕事に就けなかつた。【視覚】
- 採用試験で「活字印刷文での出題に対応できること」を条件にされ、点字での受験が認められない。【視覚】
- 学習障がい等の場合にパソコンでの受験を認めてほしい。【学習障がい】
⇒ 鳥取大学では2011年秋の入試で、学習障がいの受験生にパソコンでの受験を認めた。
- あいサポートの方声をかけてくれるのはよいが、バッジも見えないし、リスクもあるので、視覚障がい者に声をかけるときは「あいサポートの〇〇です」と名乗ることを標準化してほしい。【視覚】
- 聞こえていないと誤解されたり、敬遠されたりするので、理解してもらいたい。【音声機能】

(7) 行政からの情報発信等に関するここと

- 選挙の入場券を含め、公的機関から発信される文書には発信元を明記した点字シールを貼ってほしい。【視覚】
- 公的機関から発信される文書には、希望に応じて点字化、S Pコード化、拡大文字化をしてほしい。【視覚】
- 県・市町村が作成する点字資料は、日本点字表記法に準拠した読みやすいものにしてほしい。【視覚】
- 公的機関が開催する文化的行事は、プログラムやパンフレットの点字化、音声ガイドを導入してほしい。【視覚】
- 県が作成するチラシは障がい者や高齢者に配慮し、ユニバーサルデザインを取り入れてほしい。(細い線の白い文字など高齢の方は読みにくい、情報を詰め込み過ぎで整理されていないなど)
- 弱視の方は字の大きさや色のコントラストが大事なので、配慮してほしい。【盲ろう】
- 視覚障がい者が参加する会議等では、視覚に頼った説明を極力避けるなど配慮してほしい。【視覚】
- 県政番組に音声ガイド(副音声)を導入してほしい。【視覚】
- 点字、テープ、ディジーによる選挙公報を発行してほしい。【視覚】
- 県政だよりには点字版があるが、町報にはないので、点字版をお願いしたい。【盲ろう】
- 問い合わせ先として電話番号しか記載されていないことが多く、連絡できない。FAX番号も併記してほしい。【聴覚】
- 行政からのお知らせに難しい専門用語が多いので、わかりやすくしてほしい。【聴覚】

- ・国政選挙の政見放送に手話通訳・字幕を表示してほしい。【聴覚】
- ・聾学校の校内放送はスピーカーを通しての音声情報のみであり、視覚的情報アクセスが必要。【聴覚】
- ・受付や窓口に「筆談できます」と書いてあるだけで、行きやすくなる。【聴覚】
⇒ 烏取市100円循環バス「くる梨」には、料金箱のところに「筆談帳」と大きく書いたノートと筆記用具がぶら下げてあり、わかりやすくて使いやすい。

(8) 防災、緊急・災害時の情報発信、情報伝達に関するこ

- ・あんしんトリピーメールは、高齢障がい者や知的障がい者にもわかるよう、漢字を少なくしてユニバーサルデザインで表記してほしい。(メール画面の背景色を緊急度で赤・黄・青と色分けして表示する、音声によるガイドスをつけるなど)
⇒ びんご聴覚障害者防災連絡協議会が配信する「災害情報メール」では、背景色で緊急性・危険性がわかるようにしてある。赤・黄・青に分け、避難関係の情報を赤とし、赤のメールを受信したら避難するように呼びかけている。
- ・公共施設等に、防災無線の文字表示システム、音声による避難誘導システムを導入してほしい。
- ・テレビ放送の解説放送（副音声）化を促進してほしい。特に緊急放送を音声化してほしい。【視覚】
- ・防災無線の端末を視覚障がい者の家庭に設置し、漏れなく情報が伝わるようにしてほしい。【視覚】
- ・聴覚障がい者にもわかりやすい防災無線などの環境整備を進めてほしい。【聴覚】
⇒ 倉吉市では、防災行政無線のデジタル化にあわせ、希望する世帯に戸別受信機を無償貸与するとともに、重度の聴覚障がい者には文字放送器もあわせて貸与している。
- ・携帯電話のエリアメールは通常と異なる振動で知らせてくれるので、いつもと違う何かが起きたことを察知できた。【聴覚】
- ・災害情報を目に見える形で提供してほしい。【聴覚】
- ・日中は補聴器を付けることで音声が聴こえている人も、寝ている時には補聴器を外しているので全く聴こえない人と同じであるということを理解してもらいたい。補聴器の電池切れも同じ。【聴覚】
- ・暗くなると手話が見えないし、筆談もできないので、会話ができなくなる。【聴覚】
- ・大きな災害発生時には、避難所に県の登録手話通訳者を派遣して支援にあたってもらいたい。その際には、手話通訳支援者とわかるように目印（手話通訳者と書いたビブスを着るなど）が必要だし、手話通訳を必要としている人は声をあげられないで、こちらにも目印が必要。【聴覚】
- ・避難所となる施設には、「目で聴くテレビ」（手話と字幕の番組：CS放送）の受信設備を設置し、災害発生時には聴覚障がい者に必要な情報が提供されるようにしてほしい。【聴覚】
- ・メール110番はメールを打つのが面倒なので、近くの人に代わりに電話してもらう。通行量の少ない道路で自損事故を起こした場合など、代わりに電話してくれる人がいない時には便利。【聴覚】
- ・救急車を呼ぶときにはFAX、症状を伝える時にはコミュニケーションボードが便利。【聴覚】

(9) 公共交通における情報発信に関するこ

- ・公共交通機関や公共施設等では、情報を目に見える形で提供してほしい。【聴覚】
- ・特急列車、寝台車の号車番号、座席・寝台番号、トイレ内の設備等を点字で表示してほしい。【視覚】
- ・主要駅の改札口、エレベーターにシグナルエイド対応の音声ガイドを設置してほしい。【視覚】
- ・JRの無人駅に音声・電光掲示板等を設置してほしい。
- ・主要駅のバスターミナルの乗り場にシグナルエイド対応の音声ガイドを設置してほしい。【視覚】
- ・バスの行き先や次の停留所の情報を表示して、目に見えるようにしてほしい。【聴覚】
- ・バス停留所の時刻表の文字を大きく、太字にし、統一してほしい。【視覚】
- ・タクシーに社名の点字シールを貼付してほしい。【視覚】

(10) その他、情報発信・情報伝達に関するこ

- ・視覚障がい者が薬を安全に服用できるよう点字シールを貼るなど配慮してほしい。【視覚】
- ・電化製品に音声ガイド、点字表示、ビープ音などを付加し、取扱説明書にも配慮してほしい。【視覚】
- ・賞味期限や消費期限の表示を、弱視者に配慮して大きく、明度差のある表示にしてほしい。【視覚】
- ・金融機関に視覚障がい者が利用可能なATM設置してほしい。【視覚】
- ・金融機関の通帳を点字化、SPコード化するなどして、自力で金銭管理ができるようにしてほしい。

【視覚】

- ・介護サービスの従事者が手話をわからないために、ろう者が利用できるサービスが狭まったり、施設で孤立している現状がある。【聴覚】
- ・公的施設や病院等への手話通訳者の常駐設置を義務づけてほしい。【聴覚】
- ・公共施設等に設置されているテレビの字幕放送、ローカルテレビ番組の字幕放送を拡大してほしい。

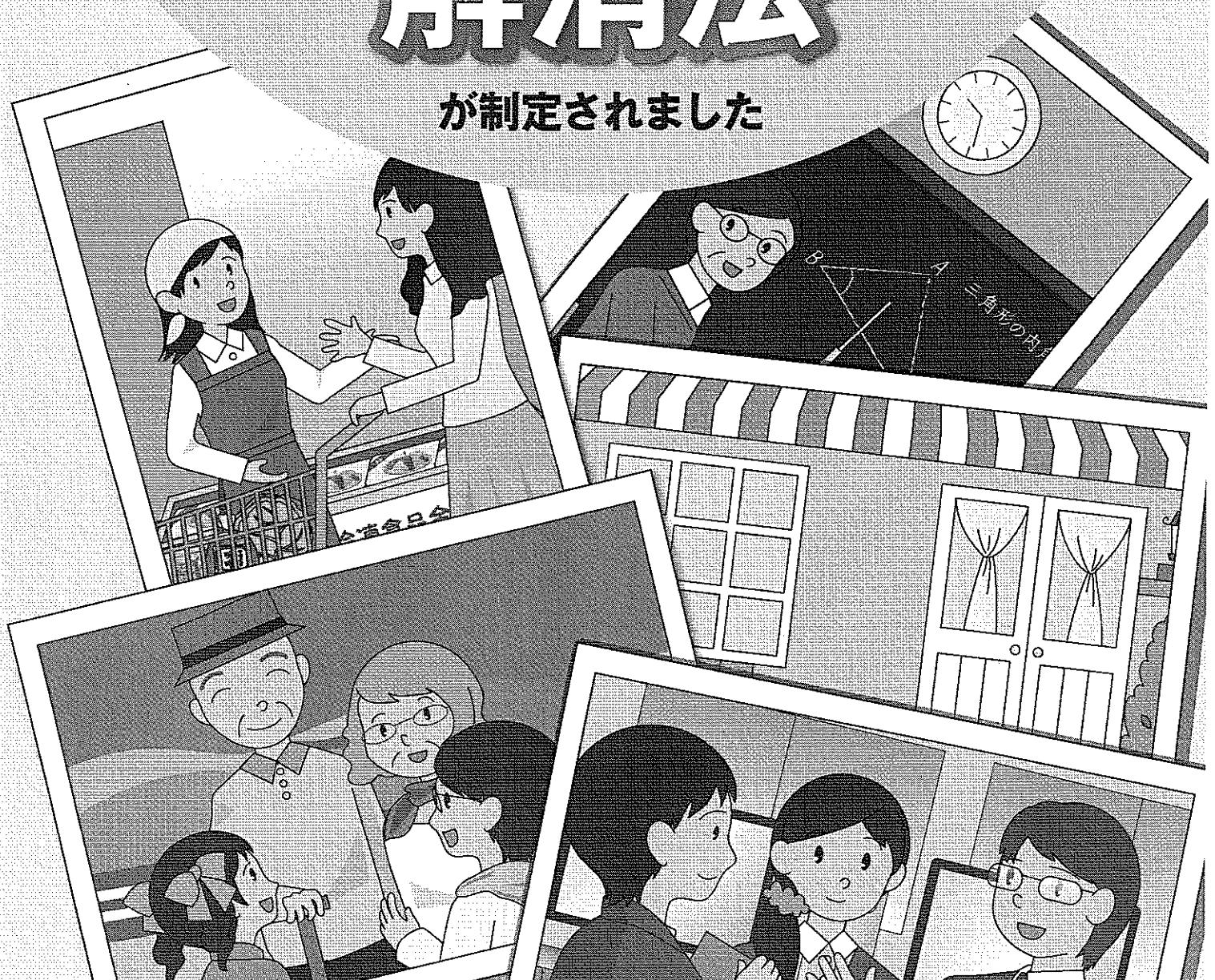
【聴覚】

- ・仕事での会議等に手話通訳の配置を認めてもらえない。【聴覚】
- ・ホテル等のTVリモコンに字幕ボタンが無く、字幕放送を観ることができない。【聴覚】
- ・公共施設等には、スピーカーが設置されているのと同じレベルで電光掲示板を設置してほしい。【聴覚】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)

障害者差別解消法とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

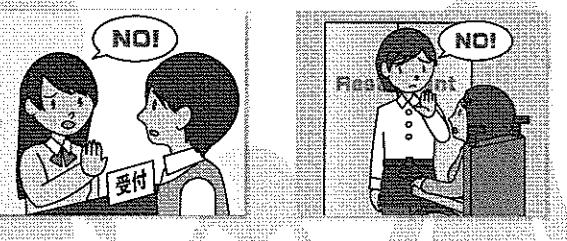
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

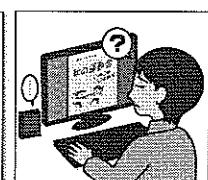
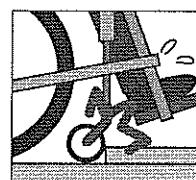


社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。

例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。

例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(注) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非常利事業者も含みます。	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法Q&A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができるとしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局 地方法務局 人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法Q & A

① 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

② その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口に申し出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関する相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

③ 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

④ 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

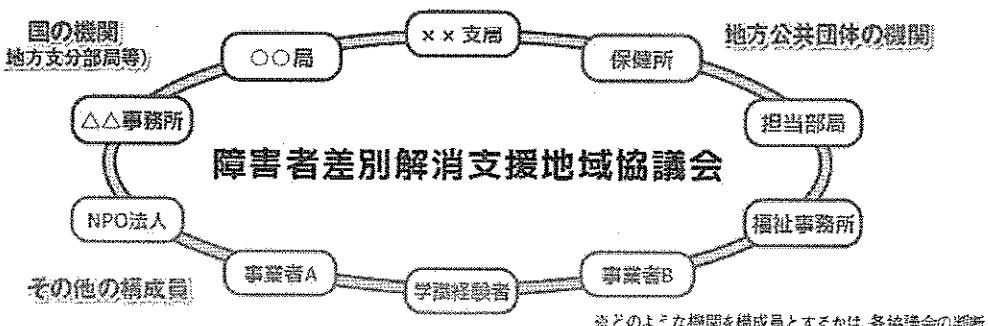
雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たどり回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

● 組織イメージ図



内閣府政策統括官 共生社会政策担当)付 障害者施策担当

障害者施策

検索

〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎4号館

内閣府 代表 03-5253-2111 Fax 03-3581-0902 ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>